

公益社団法人 山梨県鍼灸マッサージ師会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人山梨県鍼灸マッサージ師会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を山梨県笛吹市石和町四日市場 1 8 6 2 番地 6 に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、鍼灸マッサージに関する学術の振興、技術の向上を推進し、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の資質の向上により、鍼灸マッサージの知識を一般社会に普及啓発し、鍼灸マッサージの業務を通じて県民の健康、高齢者及び勤労者の福祉の増進と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 鍼灸マッサージ医学の調査研究に関する事業
- (2) はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の資質の向上及び社会的地位の向上に関する事業
- (3) 鍼灸マッサージの普及啓蒙及び社会福祉の寄与に関する事業
- (4) 視覚障害者に対する鍼灸マッサージについての情報伝達、職業訓練等の支援
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の各事業については、山梨県において行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人であって、次に掲げる区分に応じ、次条の規定により、この法人の会員となったものをもって構成する。

(1) 正会員 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律第2条第1項に規定する免許を有する者であって、この法人の事業に賛同し、正会員として入会を希望し入会したものの。

(2) 名誉会員 鍼灸マッサージの発展、又はこの法人の事業に顕著な功績があった者で、名誉会員として理事会の承認を受けたもの。

2 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

(入 会)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 会員は、会員総会の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この法人の定款、その他の規則に違反したとき。

(2) 総会の議決事項に違反したとき。

(3) この法人の秩序を乱したとき。

(4) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(5) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が議決されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(2) 死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき。

(3) 正当な理由なく会費を当該年度内に納入せず、かつ、督促に応じないとき。

(4) 総会員が同意したとき。

(5) この法人が解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第 11 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、会員が資格を喪失した場合でも、これを返還しない。

第 4 章 総 会

(構 成)

第 12 条 この法人の総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(種類及び開催)

第 13 条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催する。

3 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

4 臨時総会は、次の各号いずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

- (2) 第 15 条の第 2 項の規定に基づき、会員から請求があったとき。
- (3) 第 15 条の第 3 項後段の規定に基づき、会員が裁判所の許可を得て召集するとき。

(権 限)

第 14 条 総会は、つぎの事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額又はその基準
- (4) 会費及び入会金の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) その他総会で決議するものとして法人法及びこの定款で定められた事項

(招 集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合及び第 3 項後段の規定により会員が召集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長が召集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた理事が召集する。

2 総会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を記載した書面をもって、総会の召集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を開催日とする臨時総会を召集しなければならない。この請求をした場合であって、法人法第 37 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合には、請求した会員は、

裁判所の許可を得て臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、前項の規定により会員が総会を招集するときを除き、理事会の決議により決定された次に掲げる事項を記載し、開催日の1週間前までに各会員に対し、書面をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的及び審議事項があるときは、当該事項

5 会長は、前項の書面による通知に替えて、法令で定めるところにより、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。

(議 長)

第 16 条 総会の議長及び副議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(定足数)

第 17 条 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の決議)

第 19 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 前項の場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理又は書面若しくは電磁的方法による議決権の行使)

第20条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について代理人による代理出席、又は書面若しくは電磁的方法をもって決議することができる。

2 代理人により議決権を行使する場合は、会員は、総会に出席する代理人に代理権を授与することを証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

3 書面により議決権を行使する場合は、会員は、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、必要な事項を記載した議決権行使書面をこの法人に提出しなければならない。

4 電磁的方法により議決権を行使する場合は、会員は、法令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法によりこの法人に提出しなければならない。

5 前3項の規定により行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 会員又は理事の現在数

- (3) 総会に出席した会員数又は理事の氏名(書面表決者及び代理委任者を含む)
 - (4) 決議事項
 - (5) 議事の経過及び発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。
- 3 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印しなければならない。

第 5 章 役員等

(役員を設置)

第 22 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち、6名以内を業務を執行する理事(以下「業務執行理事」という。)とし、うち3名以内を副会長とする。
- 4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任等)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

- 2 理事会は、会長を選定及び解職する。
- 3 副会長及び副会長以外の業務執行理事は、理事の中から会長が推薦し、理事会で決定する。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にあるものの合計数が、理事総数(現在数)

の3分の1を超えて含まれることにはならない。

6 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特別の関係があるものを含む）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

7 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

（理事の職務及び権限）

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、副会長を含む業務執行理事は、この定款及び理事会が別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 25 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査することができる、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告を求め、調査することができる。

(3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認

めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期)

第 26 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補充又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決によらなければならない。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、原則として無報酬とする。ただし、特別の事情（役員報酬等規程に記載する「この法人にとって重要かつ重大な決定を行なう事項」が生じ、通常業務以外に大きな負担が必要な場合等）がある場合には、総会において別に定める報酬等の支給の基準（報酬規程）に従って算定した額を、総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対して、その職務を執行するために要する費用を支給することができる。

(取引の制限)

第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、当該取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。

(3) この法人が当該理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、その取引の重要な事実を報告しなければならない。

(役員等の損害賠償責任)

第 30 条 この法人の理事及び監事の法人法第 111 条第 1 項のその任務を怠ったときの賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第 31 条 この法人に名誉会長 1 人、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長は、総会の議決を経て選任し、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、理事会の議決を経て選任し、会長が委嘱する。
- 4 名誉会長、顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長、顧問及び相談役の職務)

第 32 条 名誉会長、顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べ、また、会長の求めに応じて関係する会議に出席し、意見を述べることができる。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 33 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 34 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 事業報告の承認
- (5) 事業計画及び予算の承認
- (6) 総会の日時、場所及び目的である事項並びに理事会として付議する事項の決定
- (7) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (8) 寄附金に関する事項
- (9) 前各号に定めるもののほかこの法人の会務運営に関する事項の決定

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 支部その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 第30条の責任の免除
- (7) その他法令で定められた事項

(種類及び開催)

第 35 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第25条第5号の規定により、監事から会長に対し、招集の請求があったとき、又は同号後段の規定により監事が招集するとき。

(招 集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集

する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は同第4号前段の規定による請求があった場合は、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集する者は、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき又は特別の利害関係を有するときは、副会長がこれに当たる。

(定足数)

第 38 条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第 39 条 理事会の決議は、この定款に別に定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 40 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 41 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 24 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、当該理事会に出席した会長及び監事が記名押印のうえ、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。

(理事会の運営)

第 43 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定める。

第 7 章 部会及び委員会等

(部会及び委員会)

第 44 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、部会及び委員会を設置することができる。

2 部会及び委員会の任務及び構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 45 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び事務局次長並びに事務局員、所要の職員を置く。

3 事務局長等の重要な職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の議決により別に定める。

第 9 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 46 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理・運用)

第 47 条 この法人の財産管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定めるものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の原則)

第 49 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 50 条 この法人の事業計画及び収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 51 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を得た書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を得なければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 52 条 会長は、認定法施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を計算し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 10 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 53 条 この定款は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第 54 条 この法人は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解 散)

第 55 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 56 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第1項第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 57 条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第1項第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 58 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内

容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報保護)

第 59 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要事項は、理事会の議決により別に定める。

(公 告)

第 60 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 12 章 補 則

(委 任)

第 61 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は、佐々木孝幸とする。

3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 50 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。